

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）では、支援対象者認定に住民税課税情報を使用。

住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる
予 期 で き な い
事由(急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※１）、災害等、父母等による暴力等からの避難（※２）

（※１）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

（※２）公的機関による保護証明書が必要。



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年２回（４月始期分、１０月始期分）	随時
支援開始時期	４月始期 又は １０月始期	随時（認定後速やか）※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×６％－（調整控除の額＋税額調整額）	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、１０月分の支援から、支援区分を見直し（年１回）	３カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約２８万円	約５４万円	約３５万円	約８０万円
私立大学	約２６万円	約７０万円	約４６万円	約９１万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は２／３又は１／３。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。